

北九州市いきいき長寿プラン
(2018～2020年度)分

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
公募説明会資料

《再公募》

令和元(2019)年5月22日(水)
北九州市保健福祉局介護保険課

目 次

- 対象事業所・対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - 応募の受付期間・提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～4
 - 今後の日程・選考方法と結果・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - 整備の方針（応募要件）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
 - 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～9
 - 禁止事項と欠格事項等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
 - 問い合わせ先及び書類の提出先・・・・・・・・ P 10
- <評価基準関係>
- 事業所整備の評価基準（審査の着眼点）及び配点・・・・・・・・ P11～15

1 はじめに（公募について）

- 本市では、北九州市いきいき長寿プラン（2018～2020年度）に基づき、計画的に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行うため、事前協議制指定申請（補助金なし）による整備に加え、公募（補助金あり）による整備を行います。評価基準や関係法令等を十分にご理解の上、ご応募ください。
- なお、この公募において選定されなかった場合も、事前協議制指定申請（補助金なし）を行うことはできますので、資料が必要な方はお申し出ください。（並行して申請はできません。）

今回募集する定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、事業所整備に伴う建設補助金はありません。

事業所開設に伴う備品等補助金は、開設日により補助金の額（予定額）が変更する可能性があります。

なお、指定する開設日以外で事業所を開設する場合は、補助金の予算年度及び交付手続き上、補助金が交付できません。

あらかじめご了解の上、ご応募ください。

※ 事前協議制指定申請（補助金なし）であれば、開設時期に制限はありません。

2 公募の対象事業所について

- 今回募集する事業所は次のとおりです。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2か所
※ 一体型・連携型どちらでも可

※ 応募要件、募集方法等の詳細については後頁(P5)を参照

3 公募の対象者について

- 応募できる方は、次のとおりです。

- 法人であること（法人種別は問わない）
- 3年以上の介護保険事業運営の実績を有し、法人として適正かつ安定した経営を維持していること。

4 応募の受付期間について

- 応募する予定の方は、申込意向確認書（別添）を前もって提出してください。

【申込意向確認書の提出期限】

令和元（2019）年 7 月 22 日（月） 17 時 15 分まで（持参又は郵送のこと）

- ※ 申込意向確認書を提出されなくても応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法の Q&A などは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出してください。
- ※ 期限後、申込意向確認書の提出状況を北九州市ホームページで公表します。（市ホームページのトップページの画面上部の「検索」に、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、検索してください。）

- 応募書類の提出期限は次のとおりです。

【応募書類の提出期限】

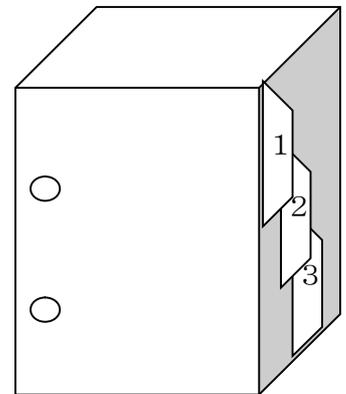
令和元（2019）年 8 月 22 日（木） 7 時 15 分まで 期限厳守

- ※ 必ず法人の担当者が『持参』すること。郵送不可。
- ※ 17 時 15 分を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

- ※ 提出先は、北九州市役所 9 階 保健福祉局介護保険課です。（詳しくは P10 参照）
- ※ 期限後、応募状況を北九州市ホームページで公表します。（検索方法は前述のとおり）

5 提出書類について

- 別添の提出書類一覧のとおり提出してください。
- 提出された書類等は返却しません。また応募書類等の提出等に要する経費について本市は一切負担しません。
- 応募書類は、A4 判でファイリングしたものを **2 部（正本 1 部、副本 1 部）** 提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。
 - ※ D リングファイルを使用してください。
 - ※ ファイルの表紙及び背表紙に、公募の種類「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募 応募書類」、法人名、正本・副本の別を記載してください。
 - ※ 応募書類は、番号入り仕切紙（白紙に番号のインデックスを貼付したもの）をはさみ、書類番号ごとに分けて綴り、ご提出ください。
 - ※ 応募書類一式について、提出分とは別に、法人用の控えをご準備ください。
 - ※ 提出書類のうち NO13「運営方針等の提案について」（様式 6-1・様式 6-2）については、フォント・文字サイズは、HG 丸ゴシック・10.5P で統一してください。
- 応募書類ご提出の際は、提出書類のデータ（様式集：提出書類一覧表のデータ欄に「●」があるもの全て）を保存した CD-R を併せてご提出ください。（様式データの請求先は P10 参照）
- 様式が定められている書類については、必ず今回配布分の様式を使用してください。過去の公募で配布した様式等は使用しないでください。



(正本について)

- 原本証明に押印する法人印や、履歴書や委任状などの個人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。
- 契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募に当たっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をしてください。

(代表者名による原本証明の見本)

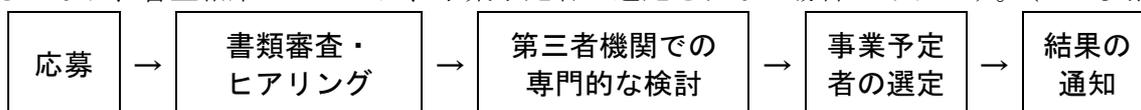
この写は原本と相違ありません。				
令和	年	月	日	
法人名	○	○	○	法人印
代表者名	○	○	○	○

6 今後の日程について (予定)

令和元(2019)年 7 月 22 日	申込意向確認書の提出期限
令和元(2019)年 8 月 22 日	応募書類の提出期限
令和元(2019)年 10 月中旬 ～令和元年 11 月中旬	書類審査・ヒアリング
令和元(2019)年 12 月下旬 ～令和 2 年 1 月上旬	学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討
令和 2(2020)年 1 月下旬 ～令和 2 年 2 月上旬	事業予定者の選定・結果の通知
① 既存の建物で開設する場合 ～令和 2(2020)年 8 月 ② 新設の建物で開設する場合 ～令和 2(2020)年 10 月	建築確認申請、建築工事業者の指名競争入札、工事着工補助金交付申請 介護保険法に基づく指定申請 竣工 (～開設の 1 月前) 申請書類審査・現地確認等 (～開設の 2 週間前)
① 既存の建物で開設する場合 令和 2(2020)年 10 月 1 日 ② 新設の建物で開設する場合 令和 2(2020)年 12 月 1 日	指定 (事業開始)

7 選考方法と結果について

- 事業予定者の選定は、市民や学識経験者等で構成された「第三者機関」で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。
- 審査にあたっては、評価基準(P11～)に沿って審査を行います。
- 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。(令和 2(2020)年 1 月下旬～2 月上旬を予定。トップページ画面上部の検索欄に、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、検索してください。)
- なお、審査結果によっては、事業予定者が選定されない場合があります。(P11 参照)



※ 事業予定者として選定された場合、「第三者機関」で指摘された事項 (改善が必要なもの) については必ず改善を行ってください。

8 整備の方針（応募要件）について

- **事業所の開設場所は、北九州市内全区で応募可能。**
なお、門司区、小倉南区に整備する場合は、選考に際し加点(3点)を行う。
- **事業所の形態は、他の指定居宅サービス事業等と併設するなど、とくに形態は問わない。**

※ ただし、併設する指定居宅サービス等はそれぞれの指定基準等を満たす必要がある。

※ 追加して併設する指定居宅サービス事業等は補助対象とはならないため、自己資金で整備・実施すること。また、市街化調整区域の場合は併設ができない場合があるため、事前に本市建築都市局宅地指導課など関係課に確認すること。

【併設する指定居宅サービス事業等の例】

(市が指定するもの)

- ・ 認知症対応型通所介護事業所 ※ など
- ・ 通所介護事業所、訪問介護事業所 など

(その他)

- ・ その他社会福祉事業、地域福祉のモデル的事業に伴う設備など

※公募での開設を希望する場合は、別途、公募への応募が必要。

- **既存の建物を利用する場合は、令和 2(2020)年 10 月 1 日までに介護保険法に基づく指定を受けられることを条件とする。**
- **新設の場合、事業所の開設予定地については、各種法令等を遵守し、原則として事業所開設の 1 月前までに竣工、令和 2(2020)年 12 月 1 日までに介護保険法に基づく指定および開設できる場所に限る。**

※ 開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合は、原則として公募申請前までに関係部署との協議を終え確実に建設ができる状況にしておくこと。

※ 市街化調整区域については、平成 19 年の都市計画法の改正により、開発許可が必要となり、建設可能な場所が限られているので留意すること。建設可能であるかどうかについては、本市建築都市局開発指導課などの関係部署と十分協議すること。なお、北九州市開発審査会審査基準第 21 号に係る担当部局からの副申については、出すことができない。

※ 民家改修型で建築基準法上の用途変更が必要な場合は、本市建築都市局建築審査課に応募前に確認すること。

- **人員・設備・運営基準については、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（以下「基準条例」という。）に適合すること。**

※ 基準条例は、大部分が従来からの厚生労働省が定める基準と同様であり、一部に本市独自の変更や追加がなされている。(別添「参考資料」参照)

- **基準条例に規定するオペレーション機器を備えること。**

※ その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

9 留意事項

(1) 応募者について

下記の条件をすべて満たしている法人であることを応募の条件とします。

- 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
- 本市が定める指定条件を満たしていること。
 - ・法人が経営する事業所に対し、国・県・市による指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
 - ・介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。
- 3 年以上の介護保険事業運営の実績を有し、法人として適正かつ安定した経営を維持していること。
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 11 条に定める者及び団体に該当しないこと。(同条例第 16 条及び第 21 条の準用規定を適用)

(2) 資金計画について

- 事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。
- 資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明（令和元(2019)年 5 月 1 日現在のもの）をご提出いただきます。その他必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

(3) 補助金の算定について

- 備品等補助金については、現時点で未定です。
- なお、補助予定額は、公募において資金計画等の算定方法を統一するために便宜上設定する金額であり、この補助予定額を確約するものではありません。

【補助予定額 10,640 千円／施設数】

※整備にかかる費用が上記の額よりも少ない場合は、実際の額で算定してください。

※補助金を受けて購入したのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則補助金の返還が必要になるのでご注意ください。

(4) 資金の借入先について

- 借入先については、民間金融機関のうち、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行、又は、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央公庫等）としてください。
- 建設資金の融資に関しては、独立行政法人福祉医療機構に相談ができます。
(福祉医療機構大阪支店：福祉審査課 融資相談係 TEL06-6252-0216)
- 社会福祉法人の場合は、資金の借入先が制限される場合があるので、公募へ応募する旨を含め、事前に法人の所管課に確認してください。

(5) 運転資金について

- 事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等を、自己資金として確保していることを応募の条件とします。(自己資金は現金、普通預金であり、銀行等からの借入は不可とします。)

◎ **併設事業も含め、年間事業費の12分の3以上に相当する額**

※ 年間事業費は、応募書類 NO25「資金収支（見込）計算書」（様式 7-1）の「支出計④」の額を算定基礎としてください。

※ 年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えありませんが、12分の3は最低基準であり、開設前からの職員採用なども想定し、実際に必要な運転資金を確保してください。

（6）資金収支計画について

- 資金収支計画については、事業開始から2年間の計画を立ててください。
- 同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ2年間の資金収支計画を立ててください。
- 収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立てて、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などにに基づき算定してください。

（7）建設工事等について

- 公募選定後の建設工事等の契約は、社会福祉法人は指名競争入札等を行わなければなりません。（法人の経理規程等で定める入札の対象となる金額に満たない場合は除く。）
- 社会福祉法人以外は、入札によらず建設業者を選定することも可です。
- 今回提出する見積書は、社会福祉法人で入札となる場合は、事前に建設業者を決定することができないため、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とします。社会福祉法人以外はどちらでも可です。
- 原則として、開設予定日（各月1日）の1ヶ月前までに竣工してください。

（8）土地・建物について

- 土地・建物については、事業実施に支障がないか等を関係部局等に事前に相談し、応募書類の NO28「事業所開設予定地・建物の状況」（様式 9-2）に相談日時、担当者、相談結果を記載してください。特に都市計画法や消防法等の改正にはご注意ください。（福岡県福祉のまちづくり条例にも適合させることが必要です。）
- 開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請前までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておいてください。
- 既存の建物（民家等）を利用する場合は、原則として、建築基準法上の「用途変更」が必要か、本市建築都市局建築審査課に応募前に確認しておいてください。
- 建物の図面については、原則として公募選定後の変更は認めないため、あらかじめ関係法令等への適合について確認するとともに、事業運営を開始した際に実際の建物を使用することとなる現場職員（介護職員・看護職員等）の意見を踏まえて作成したものを提出してください。
- 事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、10年以上賃借が確実にあることが必要です。
- 応募法人が社会福祉法人の場合は、土地・建物は自己所有を要件とします。

【土地・建物を購入により取得する場合】

土地・建物をあらかじめ購入する必要はなく、応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

社会福祉法人が法人所管部署へ事前に相談することなく土地を購入した場合は、資金流出とみなされることがあるので、注意してください。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていないとしても、賃借が確実であることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

※ 条件付契約書とは、公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したものです。

(9) 地域住民等への説明について

- 事業運営のためには地域住民等との連携が必要ですが、建物を新築・増改築等すること及びその工事を行うことについて、事前に了承を得られるようにしておいてください。
- 地域住民等への説明の範囲（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織）については、地域の実情を十分に把握したうえで検討してください。必要な範囲への説明を応募前に完了しておいてください。
- 地域住民等については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と了承の有無を記載した書類を提出してください。（応募書類 NO39（様式 10））
- 隣接地権者（法務局で確認のこと）については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出してください。（応募書類 NO39（様式 10））
- 隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含まれます。また、隣接地権者と隣接住民が同一でない場合は両方に説明が必要となりますので、ご注意ください。

※ 地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し、協力が得られる状態であることが重要です。

(10) 事業所の人員について

- 開設までに所要の人員を確保できるよう、事業所職員の採用時期や募集期間等、事業所の開設時期や工期について、十分にご検討ください。
- 事業所職員は、事前研修の期間を考慮して採用してください。

(11) 提案書の評価基準について

- 提案書は、応募法人の当該事業所に対する考え方や取組みの具体性等を評価するためのものです。ヒアリング後に提案内容の確認を質問形式で行い、提案内容の具体的な考え方や法令等への理解等を確認した結果と併せ、総合的に評価します。
- 他の法人の提案書から転用していることが判明した場合は、失格となることがあります。
- 提案書の大部分が外部の著書（インターネットを含む）の文言を引用している場合は、評価されないことがあります。

(12) ヒアリングについて

- ヒアリングは、法人代表者や施設長予定者等に出席していただき、応募理由等の説明を行っていただきます。

(13) 介護保険法に基づく指定について

- 公募で選定された事業予定者は介護保険法に基づく指定申請を行うこととなります。
- 介護保険法に基づく指定申請については、開設予定日の3ヶ月前に提出していただきます。



10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- ① 第三者機関の検討の前に、次の行為をした場合は、審査を行うことなく失格とする。
 - ・ 会議の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ② 書類の提出期限後（第三者機関の検討まで）は、次に該当する場合は、審査を行うことなく失格とする。
 - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ③ 第三者機関で検討し、市が選定した後に、次に該当する場合は、審査結果にかかわらず失格とする。
 - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
※ただし、補助制度の活用がなされる場合の資金収支計画の変更は除く
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ④ 「基準条例」及び「北九州市介護サービス事業者等からの暴力団員等排除のための措置に関する要綱」に基づき、次に該当する場合は、選定前においては審査を行うことなく失格とし、また、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とする。
 - ・ 提出された役員等の名簿を福岡県警に照会した結果、暴力団等に該当することが判明した場合
 - ・ 上記では暴力団等に該当することが判明せず、事後に暴力団等に該当することが判明した場合
- 【失格事例】**
- ・ 別の公募における他の法人が作成した提案書をほぼそのまま転用していることにより失格となった。

1.1 その他の留意事項

- 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。
- 応募締切り後の応募書類の修正は、市から依頼する場合を除き認めません。
- 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(選定前までの辞退について)

- 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（様式任意）を提出してください。

(選定後の辞退について)

- 事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- 選定後に辞退した場合は、北九州市いきいき長寿プラン（2018～2020年度）に基づいて実施する施設整備の公募に応募することができなくなります。
- 事業予定者名は選定後に公表するため、その後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表を行います。また、必要に応じて第三者機関等で説明を行っていただくことがあります。

1.2 問い合わせ及び書類の提出先について

- ご不明な点等は、原則として FAX（別紙様式「質問票」）でお問い合わせください。内容によって、折り返し回答又は Q&A として回答します。
- 相談等で来庁の場合は、必ず事前に連絡の上、日時の予約を入れてください。また、設計事務所や不動産業者等による単独でのご相談は受け付けておりませんので、必ず法人責任者が同行してください。

※ 公募に関する審査状況等については回答できません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号（北九州市役所 9 階）

北九州市保健福祉局介護保険課 施設サービス係

電話 093-582-2771 FAX 093-582-5033

担当：井上、木村、福岡

E-mail : ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

※ 提出書類の様式(Word、Excel)をご希望の方は、上記 E-mail アドレスへご請求ください。
メールの表題を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募 応募様式請求」としてください。

評 価 基 準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません。

◎ 基本項目について

すべての項目において、基準に適合していること。

◎ 評価項目について

評価結果が、基準点（60点）以上であること。

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 ◎審査基準に適合しているかどうかを審査する項目(必須要件)

■事業所開設者(法人)に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
開設者(法人)	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと
	介護サービス事業者からの暴力団等排除のための措置に基づく欠格条件	「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第11条第1項に定める者及び団体に該当しないこと(同条例第16条及び第21条により準用)。
	本市が定める指定条件	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること
	事業経営の実績	法人として適正かつ安定した経営を維持していること

■事業所整備の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること また、運転資金は併設事業も含め、年間事業費の12分の3以上の資金を確実に確保できること
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地	事業所の開設予定地については、各種法令等に従い、原則として事業所開設の1月前までに竣工し、次の日程までに開設できる場所であること (既存の建物で開設する場合)令和2(2020)年10月1日 (新設の建物で開設する場合)令和2(2020)年12月1日
	土地・建物の確保	土地・建物は、自己所有又は条件付売買契約書、条件付賃貸借契約書等で確実に確保できることが確認できること ※賃借の場合は10年以上の賃借が可能であること ※社会福祉法人の場合は、社会福祉法第25条及び関連通知・基準の規定に注意
	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害特別警戒地域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、必要な設備の有無などが建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること)

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

■事業所整備の確実性に関するもの(つづき)

大項目	中項目	主眼・着眼点
地域との関係	地域住民に対する説明	地域の実情を十分に把握したうえで、地域住民(実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者及び近隣住人に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
その他	通信機器及びシステムの導入	利用者がオペレーターに随時通報できる通信機器等が、随時対応サービスを行うために適当な仕様、機能となっていること また、利用者にとって使いやすいものとなっていること

■事業所の指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
定期巡回・随時対応型訪問介護	指定基準等との適合	基準条例及び介護保険法等に基づく指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)に適合すること

事業所整備の評価基準(審査の着眼点及び配点)

【評価項目】 ◎審査において評価される項目

大項目	様式 NO	中項目	主眼・着眼点	配点
基本方針	1	法人の経営理念、 事業所の基本方針	社会福祉を目的とする事業者(介護保険事業を営む事業者)としての経営理念(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の意義や役割を踏まえたもの) また、経営理念を具体化した事業所運営の基本方針	5
運営方針	2	安定した事業運営に向けた取組み	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
	3	利用者増対策	安定した事業運営を継続することに加え、地域の利用者増に向けた基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための課題と方策	4
	4	利用者一人ひとりへの 質の高いサービス提供	利用者の立場に立ちながら、利用者一人ひとりへの質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
	5	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、在宅において安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	6	主治の医師との連携	看護サービスの提供にあたって求められる主治の医師との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	7	居宅介護支援事業者等との連携	利用者の在宅生活を支援するため、地域での生活全般のマネジメントを行う居宅介護支援事業者や保健医療サービスなど他のサービスを提供する者との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	8	地域包括支援センター等との連携	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護・医療連携推進会議」の設置を含め、地域包括支援センター等と密接な連携を図っていくための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	9	職員の育成・職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
	10	人員の確保等	定期巡回・随時対応サービスを提供するため訪問を行う介護員・看護職員の確保について、また、連携事業所の場合は、事業者間で十分な連携体制を確保するための基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための課題と方策	5

	11	利用者への情報提供・情報公開	利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報公開、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
利用者保護対策	12	利用者の尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	13	苦情解決の仕組み	様々な苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	14	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	15	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	16	緊急・事故発生時の対応	オペレーター対応時を含めた利用者の病状の急変、誤嚥・転倒など緊急・事故発生時の対応及び、予防・再発防止についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	17	感染症や食中毒等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	ハード面・ソフト面等の事業所の特徴	18	地域包括ケアシステムに関する取組み	地域包括ケアシステムに関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策
19		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所としての創意工夫や取組みの特徴	事業所が地域に貢献していくための具体的な取組や、家族や地域に開かれた事業所とするための方策など、ソフト面における先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴	5
20		随時訪問の提供方法	サービス提供圏域をカバーするための随時訪問の提供方法に関する工夫や取組み、サービス提供困難時の対応。随時訪問を他の訪問介護事業所や訪問看護事業所に委託で行う場合は、連携体制や条件など	6
基本方針・運営方針等に関するもの(小計)				90
その他		ヒアリング	・応募理由 ・応募事業を実施する上で、最も大切であると考えていること ・評価項目の中項目から、1つの項目について最も大切であると考えていること。	10
合 計				100

※ 「様式No.」は、提出資料様式6-1「運営方針等の提案について」の各項目の番号。